

東京都公報

発行 東京都

目次

告示
○特定商取引に関する法律による行政処分……………
……………(生活文化局消費生活部取引指導課)…一

告示
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

告示
○下水を排除及び処理すべき区域等(三件)……………
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…三

告示
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…四

告示
○東京都消費生活条例の規定に基づく公表……………
……………(生活文化局消費生活部取引指導課)…六

告示
○国土調査の成果の認証……………
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…六

告示
○肥料検査成績の公表……………
……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)…六

告示
○東京都告示第百二十三号
特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

以下「法」という。第八條第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年二月十三日
東京都知事 舛添 要 一

一 被処分者
株式会社リサーチマネジメント

(一) 名称
代表者氏名 四釜 伸一

(二) 主たる事務 新宿区西新宿七丁目五番十一号
所の所在地

二 処分年月日 平成二十六年一月二十二日

三 処分の内容
平成二十六年一月二十三日から同年十月二十二日まで

の間に(九箇月間)法第二條第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

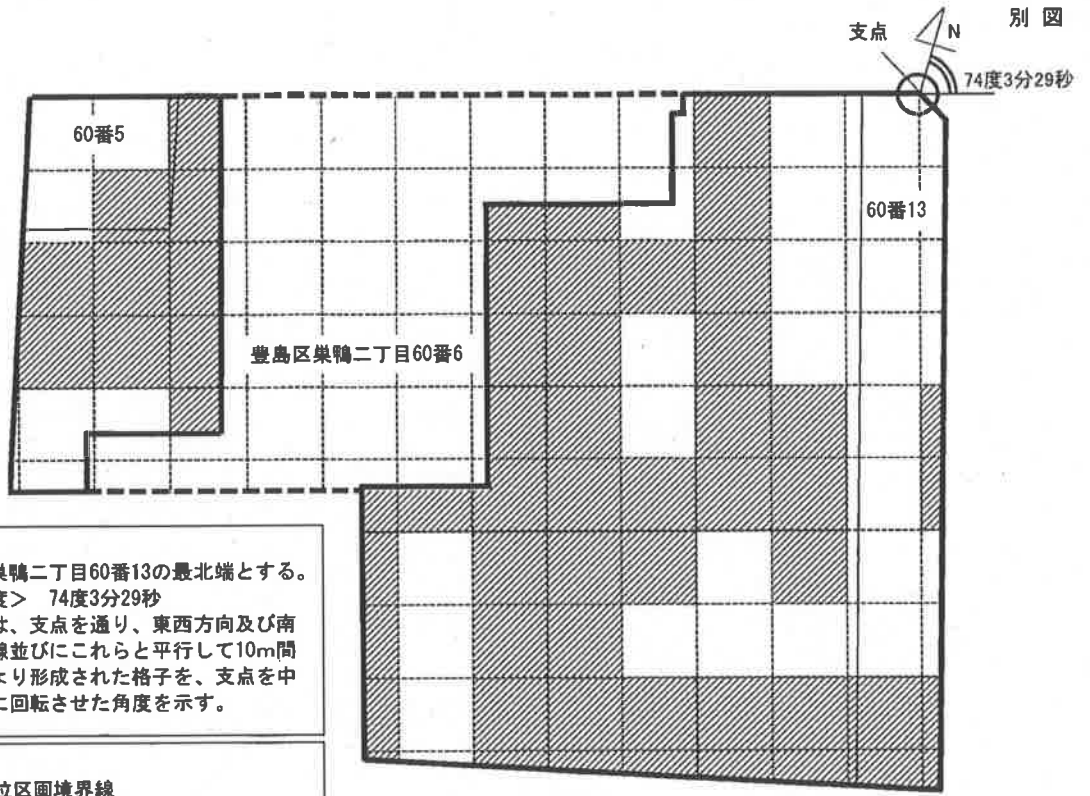
(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八條第一項

●東京都告示第百二十四号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年二月十三日
東京都知事 舛添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区巢鴨二丁目地内)
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<支点>
 支点は、豊島区巢鴨二丁目60番13の最北端とする。
<格子の回転角度> 74度3分29秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第百二十五号

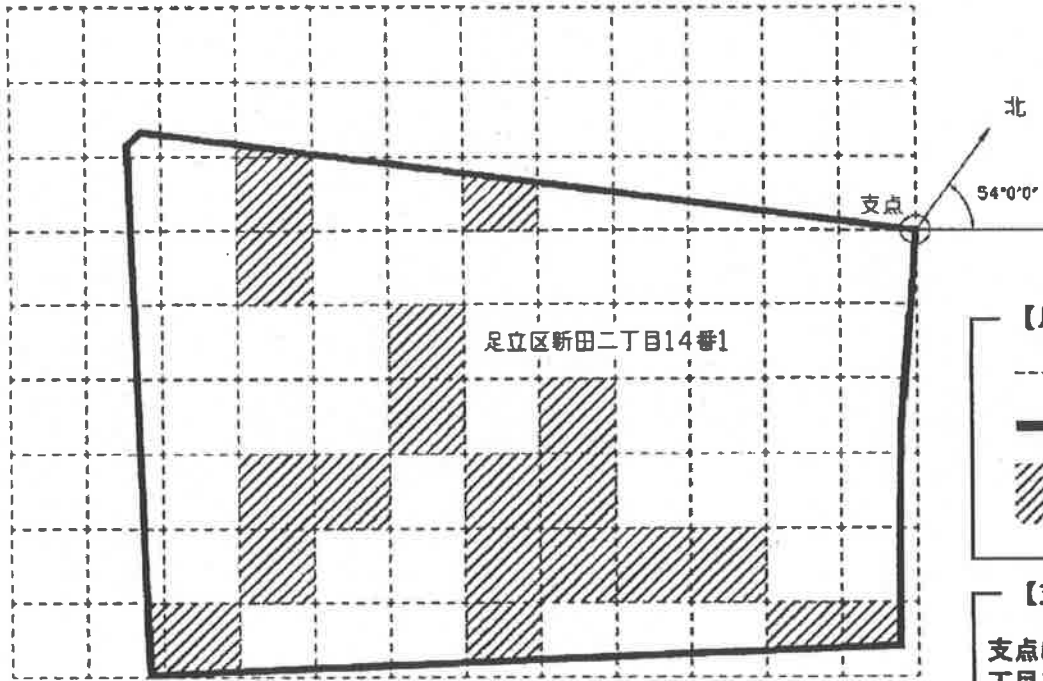
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区新田二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区新田二丁目14番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (54度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告示 (下水)

●東京都下水道局告示第二号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水を除く。）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

東京都下水道局長 松浦 将行

一 供用及び処理開 始年月日 平成二十六年二月二十一日

二 下水（雨水を除く。）を排除及び処理すべき区域

別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 江東区新砂三丁目九番一号 砂町水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
江東区	豊洲五丁目 一番	一部 告示区域

●東京都下水道局告示第三号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
（福祉保健局保健政策部医療助成課）
- 都市計画事業の認可……………一
（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）
- 平成十四年東京都告示第四百三十八号（東京都開発登録簿閲覧所の設置）の一部改正……………一
（都市整備局市街地整備部民間開発課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………四
（同）
- 生活保護法による介護機関の指定……………六
（福祉保健局生活福祉部保護課）
- 保安林の指定……………九
（産業労働局農林水産部森林課）
- 森林法第八十九条の掲示（二件）……………九
（同）
- 都道の区域変更（三件）……………一〇
（建設局道路管理部路政課）

公告

○特定非営利活動法人の認定……………一七
（生活文化局都民生活部地域活動推進課）

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………一七
（産業労働局商工部地域産業振興課）

規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年二月二十四日
東京都知事 舛添要一

●東京都規則第十号
心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
規則の一部を改正する規則
心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

●東京都告示第二百二十三号
平成十四年東京都告示第四百三十八号（東京都開発登録簿閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。
平成二十七年二月二十四日
東京都知事 舛添要一

●東京都告示第二百二十四号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年二月二十四日

●東京都告示第二百二十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年二月二十四日

●東京都告示第二百二十四号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年二月二十四日

東京都知事 舛添要一

一 施行者の名称
葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画公園事業葛飾第二・二種類型及び名称
・四十七号青戸七丁目公園

三 事業施行期間
平成二十七年二月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地
取用の部分
葛飾区青戸七丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第二百二十三号
平成十四年東京都告示第四百三十八号（東京都開発登録簿閲覧所の設置）の一部を次のように改正する。
平成二十七年二月二十四日
東京都知事 舛添要一

●東京都告示第二百二十四号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年二月二十四日

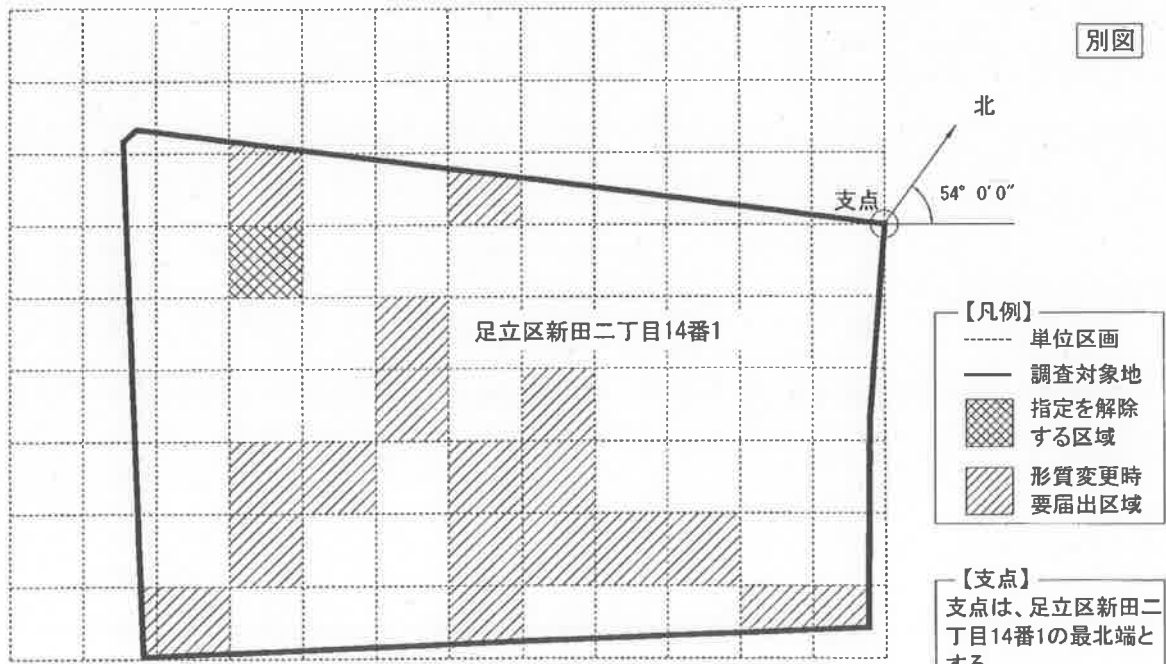
●東京都告示第二百二十四号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年二月二十四日

●東京都告示第二百二十四号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第百二十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年二月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区新田二丁目内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度 (54度0分0秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。